

令和7年度 吹田市における就学のしくみ及び特別支援教育について

学校教育部学校教育室

1 吹田市における就学のしくみ

(1) 配慮を要する子供の就学にあたっての基本的な考え方

- ・「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用により、配慮を要する子供たちの教育的ニーズに応じた教育課程を編成し、実施。
- ・教育活動への校内支援体制や環境調整、教職員の研修の充実により、すべての子供が「ともに学び、ともに育つ」教育を推進。
- ▶ 地域に住むすべての子供たちが地域の学校へ通学できるよう、「すべての子供たちがともに成長できる環境づくり」をすすめています。

(2) 就学先について

- ① 校区の小・中学校
- ② センター校(難聴学級・肢体不自由学級)
- ③ 支援学校

の中から、本人・保護者の意向を十分に尊重し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学先を決定していきます。

校区の小・中学校には、障がいのある児童生徒の学びの場として、通常の学級(通級指導教室の利用)・支援学級があります。

保護者の皆様には、できるだけ早めに、それぞれの園を通じて各学校と連絡をとっていただき、就学に向けての学校見学及び教育相談を行っていただくようお願いいたします。

なお、校区の学校の見学等は保護者→各園長→各校長、支援学校の見学等は保護者→各園長または学校教育室→支援学校という連絡手順になります。

就学に関する相談や問合せについては、学校教育室(06-6155-8192)までご連絡ください。

(3) 就学先決定の流れ

ア 4月～7月上旬 見学・体験・相談の申し込み

- ・通われている園を通じて学校教育室または就学先の学校に申し込んでください。
- ・支援学校をご希望の場合は通われている園、または学校教育室までご相談ください。
- ・少しでも支援学級入級を考えている場合は、この期間に必ず申し出てください。
- ・就学先の最終決定は11月末ですが、可能な限り、この期間中に学びの場(通常の学級で学ぶ・通常の学級で学びながら通級による指導を利用する・支援学級で学ぶ・支援学校に就学する)が選択できるよう、積極的に見学・体験・相談を行ってください。

イ 9月～10月 見学・体験・相談

- ・4～7月上旬に、一度ご連絡をいただいた方で、就学先についてお悩みの場合は、2回目以降の見学・体験・相談をお申込ください。2回目以降は、直接学校にご連絡ください。

ウ 11月末まで 就学先の決定

- ※4～7月までに支援学級在籍の可能性を申し出た方。
- ・「通常の学級で学ぶ」、「通常の学級で学びながら、通級による指導を受ける」、「支援学級で学ぶ」、「支援学校に就学する」等、就学先のご希望について、ご相談された学校または学校教育室にお伝えください。

エ 1月 就学通知書の受け取り

参考

・【市HP】障がいのある児童・生徒の就学～本人・保護者の意向を尊重～



・【市HP】「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」
(国通知)に関するお知らせ



2 児童・生徒の学びの場について(令和7年度 現在)

	支援学級	通級による指導	通常の学級
在籍	支援学級	通常の学級	通常の学級
学級編制 定数措置	1学級8名	13名に1名の教員を措置	小1～小6:1学級35名 小6～中3:1学級40名
対象者	・通常の学級での一斉指導だけでは十分に成長することが難しく、一定の時間を個別対応で取組むことが必要だと考えられる児童・生徒	・学校生活のほとんどを通常の学級で過ごすことができ、一部、特別な指導(自立活動)を必要とする児童・生徒	・すべての児童・生徒
教育課程	・基本的には小・中学校の学習指導要領に沿って編成。 ・実態に応じて特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程を編成する。 ・週に1時間以上は「自立活動」を位置付ける。	・通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程(自立活動の時間)を編成。 ・週あたり1～8時間程度。(※1)	・必要な支援を行うことにより当該学年の学習を行う。
指導形態	・個別の障がいに基づく指導 ・小集団での指導 ・通常の学級との交流	・通常の学級における指導 ・通級による指導(自立活動)	・通常の学級における指導
学習場所	・支援学級 ・交流学級(通常の学級)	・通常の学級 ・通級指導教室	・通常の学級
学級の 種類 (吹田市が 設置してい る学級)	①弱視 ②難聴 ③知的障がい(全校に設置) ④肢体不自由 ⑤病弱・身体虚弱 ⑥自閉症・情緒障がい(全校に設置)	・発達障がい <対象> ①主にLD、ADHD、自閉スペクトラム症などの発達に課題のある児童・生徒 ②構音の誤りがある児童・生徒 ③その他、吃音や場面緘黙等の児童・生徒	
設置校 学級数	・設置校:すべての小中学校 ・学級数:小学校292学級 中学校84学級	・小学校 20校 ・中学校 6校 計26校(26学級)	・すべての小中学校
個別の教育 支援計画・ 指導計画	・作成が義務づけられている。	・作成が義務づけられている。	・作成が努力義務になっている。
合理的配慮	本人・保護者から合理的配慮の申出を受けた場合は、「個別に必要とされる」一人ひとりの教育的ニーズに応じて、個別に検討して「必要かつ適切な変更及び調整」を行う。		

(※1)学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件(平成5年文部科学省告示第7号)に示されている授業時間数。(吹田市では、令和7年度現在、授業時数を週1時間程度としていますが、今後は個々の状況に応じ授業時間数を設定できるよう変更する予定です。)

3 センター校について

- ・肢体不自由学級…高野台小学校
- ・難聴学級…吹田第二小学校、第六中学校

4 個別の教育支援計画・指導計画について

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
どんなもの？	本人・保護者の願い、障がいによる困難な状況、支援の内容、生育歴、相談歴など、生徒に関する事項について、本人・保護者を含めた関係機関(教育・福祉・医療・労働など)で情報共有するためのツール。	児童・生徒の実態に応じて適切な指導を行えるよう、一人ひとりの指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしたもの。
対象は？	<ul style="list-style-type: none"> ◆支援学級に在籍する児童・生徒や通級による指導を受ける児童・生徒 →作成が義務づけられている。 ◆通常の学級に在籍している障がいのある児童・生徒 →作成が努力義務になっている。 	
どのように作成する？	これまでの生育過程や学習内容等をふまえ、保護者や関係機関を含んだ複数の視点から児童・生徒を把握したうえ、将来の自立をみすえた長期的な視点をもって作成する。	一人ひとりの状況に応じた指導を行うために、課題の整理、指導目標の設定、指導内容の明確化、指導方法の検討により、きめ細かな指導をするとともに指導状況の把握ができるよう作成する。
どんな効果がある？	保護者や関係機関と多面的、多角的に児童・生徒の情報を引き継いだり、共有したりすることで、情報が蓄積し、将来をみすえた支援についてよりよく考えることができる。	指導の経過が把握でき、生徒に対する計画的、継続的な指導ができる。

5 支援学校について

学校名	障がい種別	通学区域(中学校ブロック)	QRコード
吹田支援学校	知的障がい	第一中、第二中、第三中、第五中、第六中、片山中、佐井寺中、南千里中、豊津中、豊津西中、高野台中、竹見台中	
摂津支援学校		山田中、西山田中、山田東中、千里丘中、青山台中、古江台中	
箕面支援学校	肢体不自由	吹田全域	
生野聴覚支援学校	難聴	吹田全域	
大阪北視覚支援学校	弱視	吹田全域	

吹田市の就学相談

～本人・保護者の意向を尊重～



基本的な考え方

- 吹田市教育委員会では、「ともに学び、ともに育つ」の教育の理念のもと来年度の就学準備を進めています。障がいの有無に関わらず、校区の学校でともに教育を受ける取り組みを進めています。
- 障がいのある子どもの就学先を決める際には、本人・保護者の意向を最大限尊重しています。
- 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行います。
- 通われている保育所・園、幼稚園、通学区域の小（中）学校、教育委員会が就学相談の窓口となり、相談や情報提供を行います。

さまざまな学びの場



小・中学校の通常の学級

- ◎子どもたちがお互いを理解し、学び合い、育ち合う教育に取り組んでいます。集団での指導とともに、実態に応じて、指導内容や指導方法を工夫しています。支援が必要な子どもには、保護者と連携し、必要な手立てを検討します。

小・中学校の通級指導教室

- ◎通常の学級に在籍している障がいのある子どもが、大部分の授業を通常の学級で受けながら一部の授業について、障がいに応じた特別の指導（自立活動）を受ける教室です。（詳細は、別紙「通級指導教室について」をご覧ください。）

小・中学校の支援学級

- ◎現在、全ての小・中学校に支援学級があります。
- ◎「ともに学び、ともに育つ」の教育の理念のもと通常学級で学習したり、支援学級で学習したりします。
- ◎個別の教育的ニーズを把握し、障がいによる学習上又は生活上の課題に対し、学校で保護者の意見を取り入れながら、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、それに基づいて適切な指導・支援を行います。
- ◎子どもの実態に応じた弾力的な教育課程を編成し、通常学級や支援学級で学習を行います。（対象）知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいなど、教育上特別な支援の必要な児童・生徒
- ◎難聴学級センター校（吹田第二小学校・第六中学校）
肢体不自由学級センター校（高野台小学校）
センター校には、校区に限らず通うことができます。

支援学校

- ◎多様な学びの場として視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱のお子様を対象とした支援学校があります。自立を図るために必要な知識・技能を身につけるための教育を行います。
- ◎子どもの実態に応じた弾力的な教育課程を編成し、一人ひとりの障がいに応じた特別の指導を行います。
- ◎お子様の障がいの状態やお住まいの場所によって、通学区域が決まっています。詳しくは、学校教育室までお問い合わせください。

就学先決定の流れ

4月～7月上旬 見学・体験・相談の申し込み

- 通われている園、小(中)学校を通じて学校教育室または就学先の学校に申し込んでください。
- ★支援学校をご希望の場合は在籍園または学校教育室へ申し込んでください。
- 就学先について悩まれている方は、学校教育室までご相談ください。
- 早い時期から相談していただくことが、より良い就学につながります。初回の見学・体験・相談は、できるだけこの期間に行ってください。
- 小(中)学校の支援学級及び支援学校の教育方針を聞くとともに、教育環境、学習の様子や学校行事等を見学してください。お子様もいっしょに見学することができます。
- できるだけ複数回見学・体験をし、具体的な支援についてご相談ください。

◎少しでも支援学級入級を考えている場合は、この期間に申し出てください。

就学先の最終決定は11月末までをお願いします。

- ◎すでに市立小・中学校に在籍していて、途中から支援学級での指導を希望する場合は学校にご相談ください。

9月～10月 見学・体験・相談

- 4月～7月上旬に、一度御連絡をいただいた方で、就学先についてお悩みの方は、2回目以降の見学・体験・相談をお申込ください。2回目以降は、直接学校に御連絡ください。(★と同じ) この時期で初めての方は、学校教育室まで御連絡ください。

11月末まで 就学先の決定

※4月～7月上旬までに支援学級在籍の可能性を申し出た方。

- 「通常学級で学ぶ」「支援学級で学ぶ」「支援学校に就学する」等、就学先のご希望について、ご相談された学校または学校教育室にお伝えください。

1月 就学通知書の受け取り

- 就学通知書とともに、入学説明会の案内等が、ご家庭に届きます。
- 就学後の具体的な支援について、就学先にお気軽にご相談ください。



転居等に伴う場合は、上記の流れに関係なく、学校教育室までご相談ください。

<問い合わせ先> 吹田市教育委員会 学校教育室

電話06-6155-8207

FAX06-6155-8872

吹田市の通級指導教室について

* 通級指導教室とは

◎通常の学級に在籍している障がいのある子どもが、大部分の授業を通常の学級で受けながら一部の授業について、障がいに応じた特別の指導（自立活動）を受ける教室です。（週1回～月1回程度）

* 対象は

◎通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導（自立活動）を必要とする子どもたちです。（支援学級に在籍している子どもは対象となりません。）

- ①LD、ADHD、自閉スペクトラム症などの幼児・児童・生徒
- ②構音の誤りのある幼児・児童・生徒
- ③その他（吃音、場面緘黙など）

* 通級指導教室 設置校（令和7年度）

◎市立小学校 20教室

- | | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| ○吹田第二小学校 | ○吹田第三小学校 | ○吹田南小学校 | ○千里第一小学校 |
| ○千里第二小学校 | ○東佐井寺小学校 | ○岸部第一小学校 | ○豊津第一小学校 |
| ○片山小学校 | ○山田第二小学校 | ○山田第三小学校 | ○東山田小学校 |
| ○南山田小学校 | ○西山田小学校 | ○北山田小学校 | ○佐竹台小学校 |
| ○高野台小学校 | ○津雲台小学校 | ○青山台小学校 | ○千里たけみ小学校 |

◎市立中学校 6校

- | | | |
|---------|---------|---------|
| ○第二中学校 | ○豊津中学校 | ○山田中学校 |
| ○千里丘中学校 | ○竹見台中学校 | ○古江台中学校 |



※設置されていない学校の子どもたちも指定された近隣の通級設置校に通う（他校通級）ことや、在籍している学校に通級指導担当教員が巡回してきて指導を受ける（巡回指導）こともできます。

* 「自立活動」とは

◎学習面や生活面での困りごとを改善し、自立を助けるために必要な力をつけるための活動です。

（自立活動の例）

- ・正しい言葉や言葉のリズムを獲得するための指導
- ・遊び、音読、会話などの活動を通して、話すことへの自信を持てるような指導
- ・聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する等の日常活動的な指導
- ・人とのかかわりを広げる、ソーシャルスキルの指導

通級指導教室での指導を希望されている方は、
在籍校、または教育委員会にご相談ください。



令和8年度の就学者等を対象とする府立支援学校見学会・オープンスクールの実施日程

【選抜を実施しない府立支援学校】

- 各校の通学区域については、別紙「令和8年度 府立支援学校通学区域」を御確認ください。
- 主として新たに小学部・中学部・高等部に入学を検討している児童・生徒及び保護者が対象です。
- 各学校の受付は、各学校からのお知らせがない場合は、原則30分前からです。

学校名		日時	日時		
視覚障がい	大阪南視覚支援学校	幼・小・中・高 本科・高専攻科	6月4日(水) 10:00～	11月4日(火) 10:00～	
		高専攻科	7月20日(日) 9:30～	12月7日(日) 9:30～	
	*7月20日、12月7日はオープンスクール				
	大阪北視覚支援学校	幼稚部	6月23日(月) 公開保育	11月28日(金) 公開保育	
		小・中・高本科	7月3日(木) 9:30～	11月12日(水) 9:30～	
		高専攻科	7月3日(木) 9:30～	11月12日(水) 9:30～	
11月1日(土) 9:15～			*11月1日はオープンスクール		
聴覚障がい	生野聴覚支援学校	幼・小・中	7月7日(月) 9:30～	10月2日(木) 9:30～	
	堺聴覚支援学校	幼・小	6月18日(水) 9:30～	10月23日(木) 9:30～	
		*6月19日午後、10月20日午後体験入学(小学部就学予定幼児対象)			
		中学部	6月18日(水) 9:30～	7月31日(木) 9:10～	
			7月4日(金) 9:10～	10月23日(木) 9:30～	
	*7月4日は授業体験(小6対象)、7月31日は部活動体験(小5・6対象)				
	だいせん聴覚高等支援学校	本科	7月25日(金) 13:15～	10月25日(土) 9:00～	
		専攻科	7月25日(金) 9:15～	10月25日(土) 9:00～	
	中央聴覚支援学校	幼稚部	6月7日(土) 8:50～	11月25日(火) 10:00～	
		小学部	6月7日(土) 8:50～	10月8日(水) 10:00～	
中学部		6月7日(土) 8:50～	10月17日(金) 10:00～		
高等部		6月7日(土) 8:50～	10月22日(水) 10:00～		
本科・専攻科		7月23日(水) 9:30～	*6月7日はオープンスクール		
知的障がい	高槻支援学校	小学部	6月26日(木) 10:00～	9月26日(金) 10:00～	
		中学部	6月27日(金) 10:00～	9月24日(水) 10:00～	
		高等部	6月25日(水) 10:00～	9月25日(木) 10:00～	
	八尾支援学校	小学部	6月3日(火) 10:00～	10月3日(金) 10:00～	
			6月4日(水) 13:00～		
		中学部	6月3日(火) 13:00～	10月3日(金) 13:00～	
			6月4日(水) 10:00～		
	高等部	6月3日(火) 10:00～	10月3日(金) 10:00～		
	富田林支援学校	小学部	6月17日(火) 10:00～	10月17日(金) 10:00～	
		中学部	6月23日(月) 13:10～	9月12日(金) 13:10～	
		高等部	9月19日(金) 13:00～	11月12日(水) 13:00～	
	佐野支援学校	小学部	6月25日(水) 10:00～	9月19日(金) 10:00～	
		中学部	6月30日(月) 9:50～	11月13日(木) 9:50～	
			10月9日(木) 9:50～	*11月13日は内部生対象	
	高等部	9月8日(月) 10:00～	11月20日(木) 10:00～		
豊中支援学校	小・中	6月30日(月) 10:00～	7月1日(火) 10:00～		
		6月30日(月) 13:00～	10月3日(金) 10:00～		
	高等部	7月1日(火) 13:00～	10月3日(金) 10:00～		
寝屋川支援学校	小・中・高	6月12日(木) 10:00～	10月1日(水) 10:00～		

学校名		日時		日時		
知的 障がい	和泉支援学校	小学部	6月30日(月)	10:00～	12月1日(月)	10:00～
			9月18日(木)	10:00～	*12月1日は年中・年少児対象	
		中学部	6月24日(火)	10:00～	11月21日(金)	10:00～
	7月4日(金)		10:00～	*11月21日は小5以下対象		
	高等部	9月10日(水)	10:00～	10月16日(木)	10:00～	
	守口支援学校	小学部	6月3日(火)	10:00～	10月6日(月)	10:00～
		中学部	6月5日(木)	10:00～	10月6日(月)	10:00～
		高等部	6月6日(金)	10:00～	10月1日(水)	10:00～
	吹田支援学校	小学部	6月11日(水)	10:00～	10月14日(火)	10:00～
			6月18日(水)	10:00～		
		中学部	6月18日(水)	10:00～	10月14日(火)	10:00～
	高等部	6月11日(水)	10:00～	10月14日(火)	10:00～	
	泉北高等支援学校	高等部	7月11日(金)	9:30～	10月9日(木)	9:30～
	摂津支援学校	小学部	6月10日(火)	10:00～	10月8日(水)	10:00～
		中学部	6月11日(水)	10:00～	10月7日(火)	10:00～
		高等部	6月9日(月)	10:00～	10月7日(火)	10:00～
	泉南支援学校	小学部	7月1日(火)	9:45～	10月1日(水)	9:45～
		中学部	9月30日(火)	9:45～	10月8日(水)	9:45～
		高等部	9月17日(水)	9:45～	11月18日(火)	9:45～
	枚方支援学校	小学部	6月25日(水)	10:00～	9月24日(水)	10:00～
		中学部	6月20日(金)	10:00～	9月25日(木)	10:00～
			6月23日(月)	10:00～	9月26日(金)	10:00～
	高等部	6月24日(火)	10:00～	9月22日(月)	10:00～	
	西浦支援学校	小学部	7月1日(火)	10:00～	10月1日(水)	10:00～
		中学部	7月3日(木)	10:30～	10月3日(金)	10:30～
		高等部	7月2日(水)	10:30～	10月2日(木)	10:30～
	思斉支援学校	小学部	6月25日(水)	10:00～	9月25日(木)	10:00～
			6月27日(金)	10:00～	9月29日(月)	10:00～
中学部		6月24日(火)	10:00～	6月30日(月)	10:00～	
		6月26日(木)	10:00～	9月26日(金)	10:00～	
高等部	6月24日(火)	13:40～	9月24日(水)	13:40～		
	6月27日(金)	13:40～	9月25日(木)	13:40～		
難波支援学校	小学部	6月16日(月)	10:00～	9月18日(木)	10:00～	
		6月17日(火)	10:00～			
	中学部	6月23日(月)	9:45～	9月19日(金)	9:45～	
		6月25日(水)	9:45～			
高等部	6月11日(水)	9:45～	9月17日(水)	9:45～		
	6月12日(木)	9:45～				
生野支援学校	小学部	7月7日(月)	9:45～	10月1日(水)	9:45～	
	中学部	7月7日(月)	13:00～	10月1日(水)	9:45～	
	高等部	7月8日(火)	9:45～	10月1日(水)	13:00～	
		7月8日(火)	13:00～			
住之江支援学校	小学部	6月11日(水)	13:00～	11月12日(水)	10:00～	
		6月13日(金)	10:00～			
	中学部	6月10日(火)	13:15～	6月12日(木)	10:00～	
		6月11日(水)	10:00～	11月12日(水)	10:00～	
	高等部	6月10日(火)	10:00～	11月12日(水)	10:00～	
6月12日(木)	13:30～					

		学校名	日時		日時		
知的障がい	東淀川支援学校	小学部	6月10日(火)	10:20～	9月29日(月)	10:20～	
			7月2日(水)	10:20～			
		中学部	6月11日(水)	10:20～	9月30日(火)	10:20～	
			6月30日(月)	10:20～			
		高等部	6月9日(月)	10:20～	10月1日(水)	10:20～	
	7月3日(木)		10:20～				
		小・中・高	*9月4日10:20~/10月1日13:10～ オープンスクール				
	出来島支援学校	小・中・高	6月10日(火)	9:45～	10月2日(木)	9:45～	
			6月11日(水)	9:45～			
	交野支援学校四條畷校	中学部	6月23日(月)	10:15～	10月6日(月)	10:10～	
			6月26日(木)	10:15～			
		高等部	6月6日(金)	10:00～	10月2日(木)	10:10～	
			6月10日(火)	10:00～	10月3日(金)	10:10～	
			10月1日(水)	10:10～			
	東住吉支援学校【知的】	小学部	6月4日(水)	10:00～	9月17日(水)	10:00～	
6月10日(火)			13:30～	9月25日(木)	13:30～		
6月12日(木)			13:30～				
中学部		6月4日(水)	13:00～	10月3日(金)	10:00～		
		6月6日(金)	10:00～	10月6日(月)	10:00～		
高等部		6月9日(月)	10:00～				
	6月10日(火)	10:30～	10月23日(木)	10:30～			
		6月18日(水)	13:20～				
肢体不自由	堺支援学校 ◇	小・中・高	6月24日(火)	10:00～	10月1日(水)	10:00～	
	堺支援学校大手前分校	小・中	9月5日(金)	10:00～	11月6日(木)	10:00～	
	茨木支援学校 ◇	小・中・高	6月23日(月)	11:00～	10月20日(月)	11:00～	
	東大阪支援学校 ◇	小・中・高	7月7日(月)	10:00～	10月20日(月)	10:00～	
			7月8日(火)	10:00～			
	岸和田支援学校	小学部	7月2日(水)	10:00～	10月2日(木)	10:00～	
		中・高	7月3日(木)	10:00～	10月1日(水)	10:00～	
	藤井寺支援学校	小・中・高	6月11日(水)	10:00～	11月11日(火)	10:00～	
			9月4日(木)	10:00～			
	交野支援学校	小・中・高	7月1日(火)	10:30～	10月23日(木)	10:30～	
	箕面支援学校 ◇	小・中・高	6月10日(火)	10:00～	10月20日(月)	10:00～	
			7月10日(木)	10:00～			
	中津支援学校	小・中・高	6月18日(水)	10:00～	10月16日(木)	10:00～	
	光陽支援学校	小・中・高	6月2日日(月)	10:00～	10月1日(水)	10:00～	
	西淀川支援学校	小学部	6月25日(水)	9:50～	10月6日(月)	9:50～	
中・高		7月2日(水)	9:50～	10月6日(月)	9:50～		
平野支援学校	小・中・高	6月11日(水)	9:50～	10月7日(火)	9:50～		
東住吉支援学校【肢体】	小・中・高	6月12日(木)	10:00～	10月6日(月)	10:00～		
		6月13日(金)	10:00～				
病弱	刀根山支援学校 ◎	小・中・高	5月30日(金)	13:30～	11月6日(木)	10:30～	
	羽曳野支援学校 ◎	小・中	7月25日(金)	10:00～	10月2日(木)	14:00～	

- ◇ 肢体不自由支援学校高等部に知的障がいのある生徒を対象とする生活課程を設置している学校です。
◎ 主に入院中の児童生徒の教育を行う支援学校であるため、新就学や入院以外での転入ができない学校です。

「特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障がいの種類及び程度」

(学校教育法施行令第22条の3)

(平成25年 初等中等教育局通知)

(平成25年 初等中等教育局通知)

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
<p>視覚障がい者 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの</p>	<p>弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの</p>	<p>弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p>
<p>聴覚障がい者 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの</p>	<p>難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの</p>	<p>難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p>
<p>肢体不自由者 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p>	<p>肢体不自由者 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの</p>	<p>肢体不自由者 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
<p>病弱者(身体虚弱者を含む。) 一 慢性的呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p>	<p>(病弱者・)身体虚弱者 一 慢性的呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの</p>	<p>病弱者・身体虚弱者 病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
	<p>言語障がい者 一 言語障がい者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の違いがある者、その他これに準じる者(これらの障がいが主として他の障がい起因するものでない者に限る。)で、その程度が著しいもの。</p>	<p>言語障がい者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の違いがある者、その他これに準じる者(これらの障がいが主として他の障がい起因するものでない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。</p>
	<p>自閉症者・情緒障がい者 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的必要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの</p>	<p>自閉症者 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの 情緒障がい者 主として心理的必要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
<p>知的障がい者 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>	<p>知的障がい者 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも</p>	<p>学習障がい者 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
		<p>注意欠陥多動性障がい者 年齢又は発達に釣り合いのない注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>

1. 共通

- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点で踏まえた障がいの状態に応じた適切な施設整備
- ・障がいの状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保
- ・障がいの状態に応じた専門性を有する教員等の配置
- ・移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の確保
- ・障がいの状態を踏まえた指導の方法等について指導・助言する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理学的専門家等の確保
- ・点字・手話・デジタル教材等のコミュニケーション手段を確保
- ・一人一人の状態に応じた教材等の確保（デジタル教科書、ICT機器等の利用）
- ・障がいの状態に応じた教材における配慮（例えば、視覚障がいの図工・美術、聴覚障がいの音楽、肢体不自由の体育等）

2. 視覚障がい

- ・教室での拡大読書器や書見台の利用、十分な光源の確保と調整（弱視）
- ・音声信号、点字ブロック等の安全設備の敷設（学校内・通路等とも）
- ・障害物を取り除いた安全な環境の整備（例えば、廊下に物を置かないなど）
- ・教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版の確保

3. 聴覚障がい

- ・FM式補聴器などの補聴環境の整備
- ・教材用ビデオ等への字幕挿入

4. 知的障がい

- ・生活能力や職業能力を育むための生活訓練室や日常生活用具、作業室等の確保
- ・漢字の読みなどに対する補完的な対応

5. 肢体不自由

- ・医療的ケアが必要な児童生徒がいる場合の部屋や設備の確保
- ・医療的支援体制（医療機関との連携、指導医、看護師の配置等）の整備
- ・車いす・ストレッチャーター等を使用できる施設設備の確保
- ・障がいの状態に応じた給食の提供

6. 病弱・身体虚弱

- ・個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
- ・車いす・ストレッチャーター等を使用できる施設設備の確保
- ・入院、定期受診等により授業に参加できなかつた期間の学習内容の補完
- ・学校で医療的ケアを必要とする子供のための看護師の配置
- ・障がいの状態に応じた給食の提供

7. 言語障がい

- ・スピーチについての配慮（構音障がい等により発音が不明瞭な場合）

8. 情緒障がい

- ・個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
- ・対人関係の状態に対する配慮（選択性かん黙や自信喪失などにより人前では話せない場合など）

9. LD、ADHD、自閉症等の発達障がい

- ・個別指導のためのコンピュータ、デジタル教材、小部屋等の確保
- ・クールダウンするための小部屋等の確保
- ・口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報掲示